

「平成17年税制（既存住宅の特例措置の築後経過年数要件撤廃、特別土地保有税の免除要件緩和、定期借地一時金の明確化）」

（所得税・相続税・登録免許税・不動産取得税）

- ・住宅ローン減税制度、居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得課税の特例、住宅取得資金に係る相続時精算課税制度の特例、住宅用家屋に係る登録免許税の特例、住宅の取得に係る課税標準の特例に関しては、従来取得する既存住宅については、築後経過年数が耐火建築物の場合25年以内、その他の場合は20年以内のものしか認められていなかったが、それらの経過年数を超えていても、一定の耐震基準を満たすものを、適用対象に追加した。

（特別土地保有税）

- ・徴収猶予、納税義務の免除制度について、その後の徴収猶予期間を原則10年以内とするとともに、宅地造成事業についての免除要件を緩和。